

第7次
志木市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年2月
志木市

目 次

第1章 背景

1-1	地球温暖化の進行	1
1-2	地球温暖化問題に関する国内外の動向	2
	(1) 国際的動向	
	(2) 国の動向	
	(3) 埼玉県の動向	
1-3	志木市における地球温暖化対策	4
1-4	事務事業編の基本方針	4
1-5	本計画とSDGsとの関係	6

第2章 基本的事項

2-1	実行計画の目的	7
2-2	計画の対象とする範囲	7
2-3	対象となる温室効果ガスの種類	7
2-4	計画の期間	8
2-5	計画の位置づけ	8

第3章 第6次志木市地球温暖化対策実行計画の評価

3-1	温室効果ガス総排出量の算定方法	9
3-2	温室効果ガス総排出量の状況、内訳及び分析結果	9

第4章 温室効果ガスの削減目標

4-1	目標設定の考え方	12
4-2	基準年度と数値目標	12

第5章 目標達成に向けた取組・行動

5-1	目標達成に向けた取組の基本方針	13
5-2	政府実行計画の考え方に基づく取組	13
	(1) 再生可能エネルギー設備の導入	

(2) 建築物の省エネルギー化	
(3) 公用車における電動車等の導入拡大	
(4) 公共施設におけるLED照明設備の導入	
(5) 環境負荷の少ないエネルギー調達の検討	
5-3 志木市の全職員が取り組む「ゼロカーボンの習慣化」の実践	15
5-4 その他の具体的な取組	19
(1) グリーン購入等の推進	
(2) ごみ分別の徹底及び排出量削減	
(3) 水道使用量の削減	
(4) 緑化推進	
(5) 実質的なゼロカーボン達成に向けた検討	
5-5 燃料消費量等の報告	20

第6章 計画の推進

6-1 推進体制及び進行管理	21
(1) 志木市地球温暖化対策実行計画推進会議の主な役割	
(2) 温暖化対策推進事務局の主な役割	
(3) ゼロカーボンリーダーの主な役割	
6-2 計画の管理システム	22
6-3 職員に対する研修等	23
6-4 点検・評価	23
6-5 公表	23
6-6 改善に向けての見直し	23

資 料

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	25
○ 志木市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱	29
○ 志木市グリーン購入基本方針	31
○ 施設別温室効果ガス排出量	33
○ 活動別温室効果ガス排出量	34
○ 燃料使用量等	35

第1章 背景

1-1 地球温暖化の進行

地球は、太陽からのエネルギーにより暖められるのと同時に、熱エネルギー（赤外線）を宇宙に放出しています。大気中に含まれるCO₂などの温室効果ガスは、放出される熱エネルギーの一部を吸収し、地球の平均気温を人間や多くの生物が生きるのに適した温度に保っています。

18世紀に工業化が始まると、石炭や石油など化石燃料の燃焼を通じて、大量のCO₂が大気中に排出されるようになりました。また、CO₂を吸収する森林の減少等の影響もあり、大気中のCO₂濃度は工業化以前から大幅に上昇しています。

このCO₂濃度の上昇に伴って大気中に留まる熱エネルギー量が増加し、地球の平均気温が上昇すること、これが地球温暖化のメカニズムです。

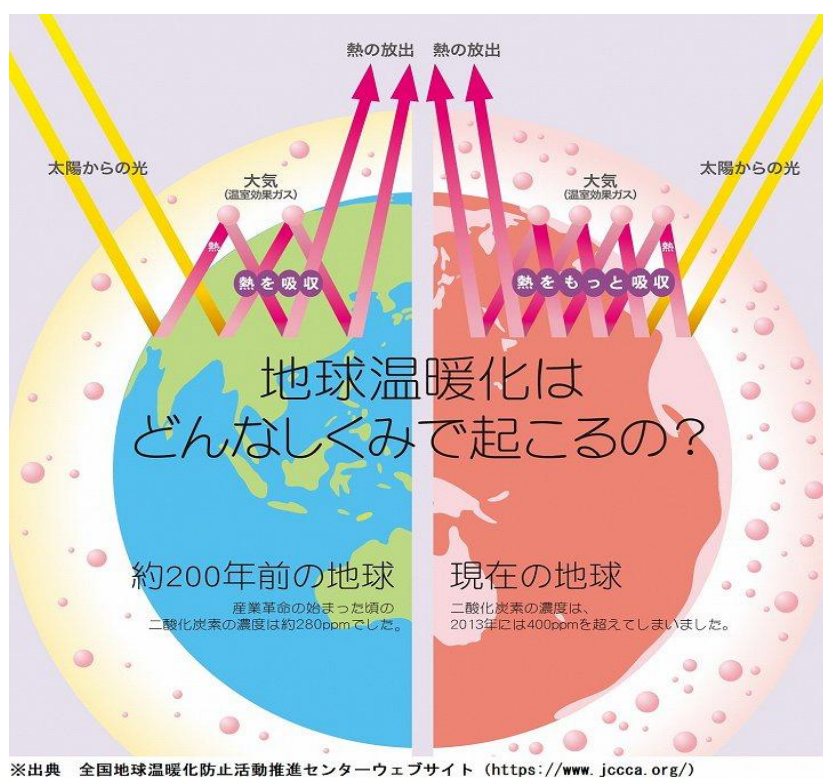


図1 地球温暖化の仕組み

1-2 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 国際的動向

平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献 (nationally determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成 30 (2018) 年に公表された IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(2) 国の動向

令和 2 (2020) 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和 3 (2021) 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25 (2013) 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 (2021) 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 54 号) では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3 (2021) 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策 (屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB (ネット・ゼロ・エネ

ルギー・ビル) 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等) を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和 7 (2025) 年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

また、同年同月、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画 (政府実行計画) の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減 (2013 年度比) することに加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築非住宅建築物 (以下、「建築物」という) の Z E B 化、電動車の導入、L E D 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画 (事務事業編) の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元 (2019) 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、令和 7 (2025) 年 12 月末時点においては 1,196 自治体 (46 都道府県、664 市、22 特別区、401 町、63 村) と加速度的に増加しています。

(3) 埼玉県の動向

県では、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間を計画年度とする「第 3 期地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」を令和 3 (2021) 年 3 月に策定し、地球温暖化対策を推進しています。

また、令和 3 (2021) 年度には、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きがさらに加速したことから、令和 4 (2022) 年 3 月に同計画を改正し、削減目標の引き上げ等の見直しを行いました。

今後も、国際情勢や国の動向をより注視しながら、地球温暖化対策を進めていくこととされています。

1-3 志木市における地球温暖化対策

本市においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、平成 12(2000)年度に「志木市地球温暖化防止計画」を策定し、温室効果ガス削減と環境負荷低減に向けた取組を開始しました。

その後、平成 17(2005)年度に第二次志木市地球温暖化防止計画を策定、平成 21(2009)年度には名称を「志木市地球温暖化対策実行計画」に見直し、第 6 次志木市地球温暖化対策実行計画を令和 3 (2021)年度から令和 7 (2025)年度の 5 年間で計画年度とし、温暖化対策に取り組んできました。

具体的な取組としては、平成 21(2009)年度から、住宅に設置する太陽光発電システム設置に対し補助金を交付し再生可能エネルギーの拡大を図り、その後、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）やガスコージェネレーションシステム（エネファーム）を追加しましたが、太陽光発電システムは普及が進んでいることから、現在はエネファームのみが補助対象となっています。

また、市有施設への太陽光発電システム設置については、平成 27(2015)年度にいろは遊学館、平成 28(2016)年 3 月に志木市水道庁舎、令和 4 (2022)年 7 月に新庁舎に設置するとともに、平成 28(2016)年度には、「屋根貸し事業」により、市内の小・中学校の屋上に太陽光発電システムを設置しました。

さらに、国が令和 2 (2020)年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラルを宣言したことを受け、志木市においても、令和 6 (2024)年 4 月に 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

そして、これまでの取組を踏まえ、市全体の温室効果ガス排出量削減をさらに推進するための総合的な計画として、令和 7 (2025)年 2 月に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、環境負荷の低減に向けた啓発活動に取り組んでいます。

1-4 事務事業編の基本方針

本市では、平成 12(2000)年度に第 1 次となる「志木市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成 21(2009)年度には、名称を「第 3 次志木市地球温暖化対策実行計画」と見直し、「第 6 次志木市地球温暖化対策実行計画」では、基準年度を令和元(2019)年度（以降、「旧基準年度」とする）に定め、計画の最終年度となる令和 7 (2025)年度の温室効果ガス排出量を旧基準年度比で 5 %削減することを目標として、さまざまな施策に取り組んできました。

第 6 次計画は、令和 7 (2025)年度で計画期間が終了となることから、同計画の結果をふまえ、志木市役所が一事業者として積極的に温暖化対策に取り組むため、

「第7次志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

志木市ゼロカーボンシティ宣言

近年、温室効果ガスの増加により世界的な気温上昇による気候変動の影響は深刻な状況であり、経験したことのない集中豪雨や大型台風が発生し、生活環境を脅かしています。

2018年に公表されたIPCC（国際連合の気候変動に関する政府間パネル）では、世界の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素の排出量を2050年に実質ゼロにする必要があるとしています。

我が国でも、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定に定める目標の達成に向け、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を2020年10月に宣言しました。

このような背景の中、志木市においても地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの更なる推進が求められています。

このことから、志木市は、市民・事業者・市が一丸となり、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていくことをここに宣言します。

2024年（令和6年）4月26日

志木市長 香川 武文

1-5 本計画とSDGsとの関係

「SDGs (Sustainable Development Goals)」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年を年限とする17の国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取り組む目標です。

本計画と「SDGs」は、それぞれが掲げる地球温暖化対策と「社会」「経済」の基盤となる「環境」目標の達成のために非常に重要な関わりがあります。



図2 SDGs ウェディングケーキモデル

出典：農林水産省HP



図3 SDGs 17の目標 (ゴール)

出典：国際連合広報センター

第2章 基本的事項

2-1 実行計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき策定するものです。

志木市役所は、本市内において温室効果ガス排出量の大きい事業主体となるため、積極的な取組を行うことにより、地域の模範となり、自らの事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化防止対策の着実な推進を図ることを目的とします。

2-2 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、庁舎及び公共施設におけるすべての事務及び事業とします。なお、指定管理者制度に移行した施設につきましては、本計画の取組内容について協力し、温室効果ガス排出量の確認に必要な燃料消費量等の数値を把握し、所管課に報告することとします。

2-3 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条3項により、対象とする温室効果ガスは7種類となっていますが、パーフルオロカーボン類（PFCs）・六フッ化硫黄（SF₆）・三フッ化窒素（NF₃）は、事業所である志木市役所の事務事業において発生することが想定されないため、本計画の対象とする温室効果ガスは、下記表のとおり4種類とします。

<この計画の対象となる温室効果ガスの種類>

ガス種類		人為的な発生源
二酸化炭素	CO ₂	化石燃料の燃焼やセメント製造時の石灰石使用などにより排出されます。我々の日々のエネルギー消費を伴う生活と密接に関係しています。
メタン	CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵など農業部門から出るものが半分以上を占めています。また、自動車の走行によっても発生します。
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3~4割を占めています。また、病院で使用する笑気ガス(麻酔剤)に含まれています。
ハイドロフルオロカーボン類	HFCs	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用されています。

2-4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から2030年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や科学技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2-5 計画の位置づけ

本市では、まちづくりの最上位計画として志木市将来ビジョンを策定し、持続可能なまちづくりを推進しています。

本計画は、第二次志木市将来ビジョンの掲げるまちの将来像の実現と、温室効果ガスの排出削減及び環境負荷低減に向け、第三期志木市環境基本計画を参考にしつつ、推進するものです。

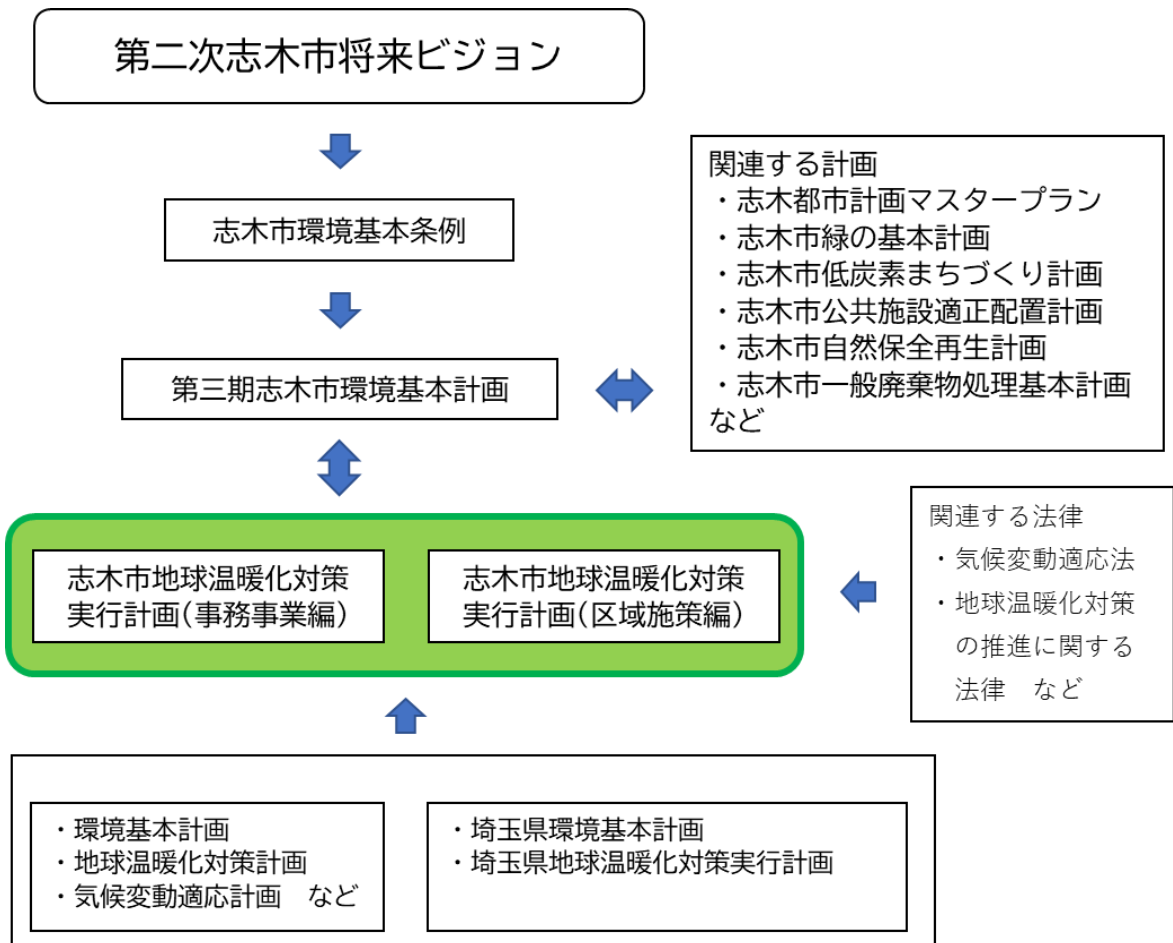


図4 本計画の位置づけ

第3章 第6次志木市地球温暖化対策実行計画の評価

3-1 温室効果ガス総排出量の算定方法

前計画である第6次計画における温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）第3条に基づく排出係数、同施行令第4条に規定された地球温暖化係数及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成29年3月環境省）」を用いて算定しています。

なお、本計画の実施状況を適正に評価するため、計画期間中に同施行令の改正により、排出係数等が変更された場合においても、排出係数は計画の見直しまで変更しないものとしていました。

温室効果ガス = 活動量（使用量等） × 排出係数※1 × 地球温暖化係数※2

※1 排出係数は単位使用量あたりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12
ただし、ガス事業者・電気事業者の排出係数は、毎年環境省が公表しています。

※2 二酸化炭素を1とした場合の各物質の係数

3-2 温室効果ガス総排出量の状況、内訳及び分析結果

前計画では、令和7（2025）年度の温室効果ガス排出量を旧基準年度の令和元（2019）年度比5%削減することを目標に、さまざまな施策に取り組んできました。

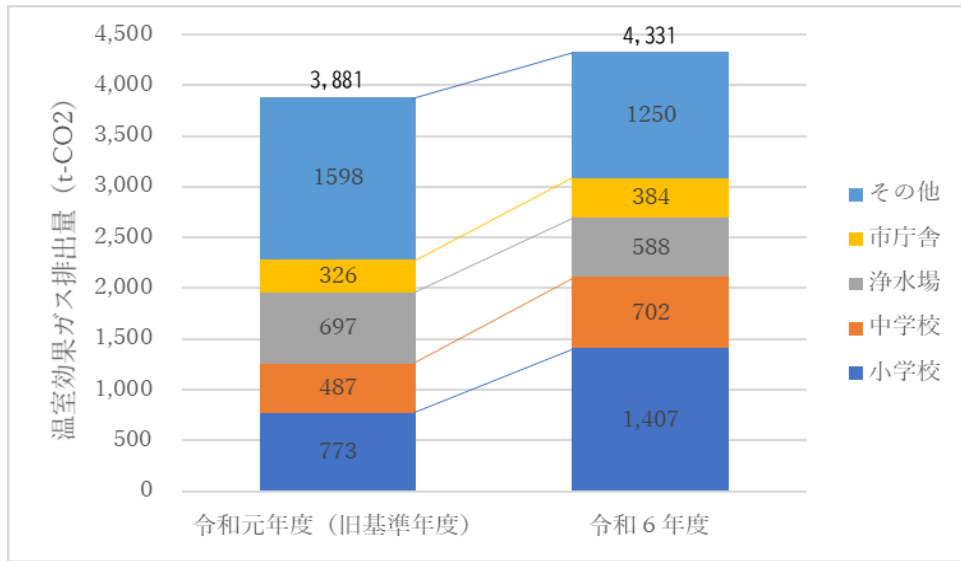
しかしながら、最新年度である令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量は4,331t-CO₂であり、令和元（2019）年度比で約11.6%の増加となっています。

施設別の温室効果ガス排出量を見ると、市内の小学校（8校の合計）、中学校（4校の合計）、及び市庁舎が増加した一方、浄水場（2カ所）は減少しました。

なお、市庁舎については、旧基準年度である令和元（2019）年度は旧庁舎を使用しており、その後、令和4（2022）年7月17日に現在の新庁舎の供用を開始するまでの間は、仮庁舎を使用していました。

表1 市役所全体および主な公共施設の温室効果ガス排出量（単位：t-CO₂）

	市役所全体	主な公共施設の内訳			
		小学校	中学校	浄水場	市庁舎
令和元年度 (旧基準年度)	3,881	773	487	697	326
令和6年度	4,331	1,407	702	588	384
削減量	△450	△634	△215	109	△58
削減率	△11.6%	△82.0%	△44.1%	15.6%	△17.8%



活動別の温室効果ガス排出量を見ると、令和6(2024)年度は、電気使用によるものが3,694 t-CO₂で構成比が全体の85.3%と最多となっており、次いで、都市ガス、液化石油ガス(LPG)、灯油、ガソリン、A重油の順番になっています。

表2 活動別温室効果ガス排出量 (単位：t-CO₂)

	電気使用量	都市ガス	液化石油ガス	灯油	ガソリン	A重油
令和元年度 (旧基準年度)	3,310	303	118	29	50	66
令和6年度	3,694	413	112	37	36	35
削減量	△384	△110	6	△8	14	31
削減率	△11.6%	△36.3%	5.1%	△27.6%	28.0%	47.0%

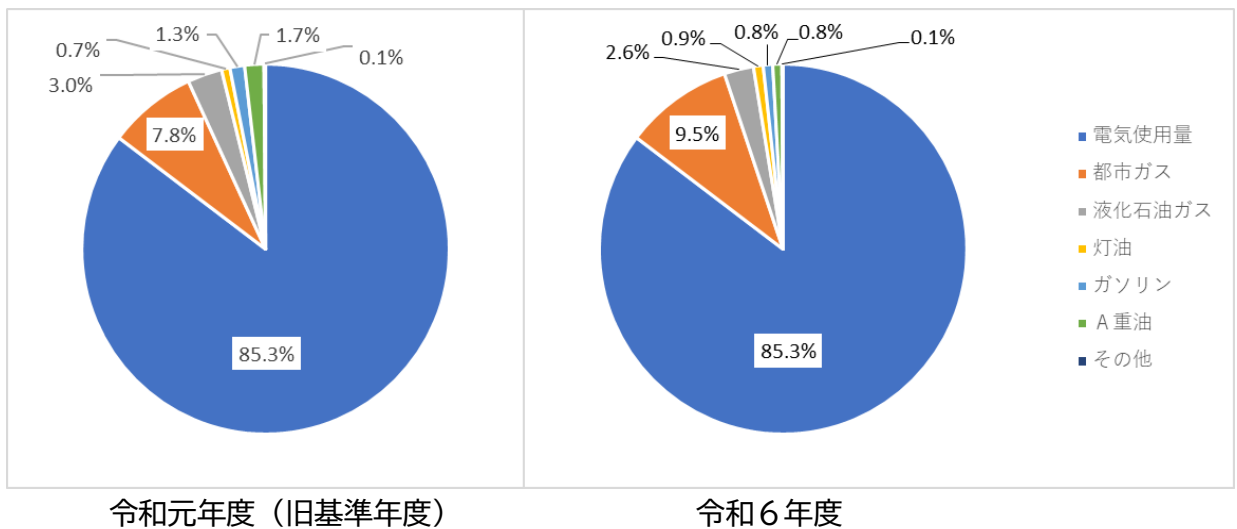


表3 燃料等使用量

	電気使用量 (kWh)	都市ガス (Nm ³)	液化石油ガス (kg)	灯油(L)	ガソリン (L)	A重油 (L)
令和元年度 (旧基準年度)	7,076,187	135,783	39,412	11,572	21,734	24,245
令和6年度	8,545,629	173,589	37,483	14,875	15,534	12,998
削減量	△1,469,442	△37,806	1,929	△3,303	6,200	11,247
削減率	△20.8%	△27.8%	4.9%	△28.5%	28.5%	46.4%

表4 電気事業者別排出係数(東京電力エナジーパートナー株式会社)

令和元年度(基準年度)	0.000468
令和6年度	0.000408

市全体として温室効果ガス排出量が増加した要因を分析すると、最大の排出要因である電気は、原子力発電所の稼働再開などにより、国の示す電気事業者別排出係数が令和元(2019)年度の0.000468から、令和6(2024)年度の0.000408へと引き下げられ、温室効果ガス排出量に対する下押し圧力となったものの、小・中学校等の公共施設において空調設備の整備を推進したこと等により、令和6(2024)年度の使用量が8,545,629kWhと令和元(2019)年度比で20.8%増加し、温室効果ガス排出量が増加しています。

また燃料の使用量に目を向けると、電気に次ぐ排出要因となっている都市ガスは、令和4(2022)年7月の新庁舎供用開始に伴い、冷暖房に係る燃料がA重油から都市ガスに切り替わったことで、令和6(2024)年度の使用量が173,589Nm³と令和元(2019)年度比で27.8%増加しましたが、一方でA重油の令和6(2024)年度の使用量は12,998Lと令和元(2019)年度比で46.4%減少しています。

次に、液化石油ガス(LPG)は、市全体で使用量が減少しており、令和6(2024)年度の使用量は37,483kgと令和元(2019)年度比で4.9%減少しています。

灯油については、市内の小・中学校の使用量が基準年度の令和元(2019)年度までの調査には記録がなく、令和3(2021)年度以降の調査から記録があることに加え、八ヶ岳自然の家の利用者増加に伴い、使用量も増加したことで、令和6(2024)年度の使用量が14,875Lと令和元(2019)年度比で28.5%増加しています。

またガソリンについては、コロナ禍以降で会議や研修のオンライン開催が増え、公用車を使用した県内出張が減少したこと等により、走行距離が減少し、令和6(2024)年度の使用量も15,534Lと令和元(2019)年度比で28.53%減少しています。

第4章 温室効果ガスの削減目標

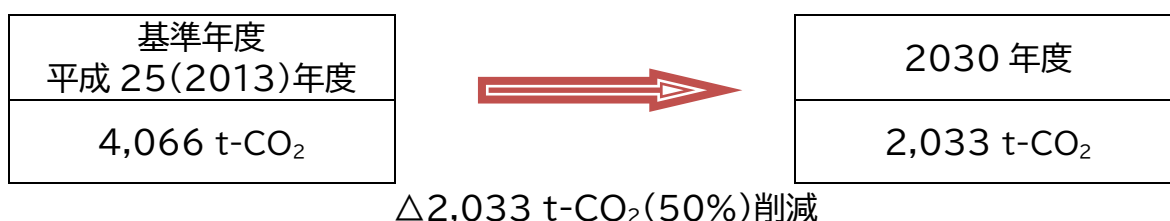
4-1 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等が記載され、2050年ネット・ゼロの実現や我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置づけられました。

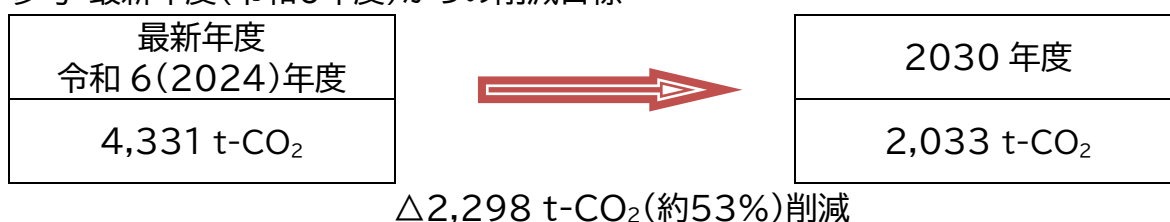
そして、令和7(2025)年2月に閣議決定した「政府実行計画」において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目指すことを目標とし、目標達成のための各種取組についても目標が設定されました。

4-2 基準年度と数値目標

国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体実行計画（事務事業編）は「政府実行計画」に準じて取り組むとされています。このことから、本計画では、令和7(2025)年2月に改訂された「政府実行計画」に準じ、目標年度である2030年度の温室効果ガス排出量を、基準年度である平成25(2013)年度と比較し、50%削減することを目指す。



参考:最新年度(令和6年度)からの削減目標

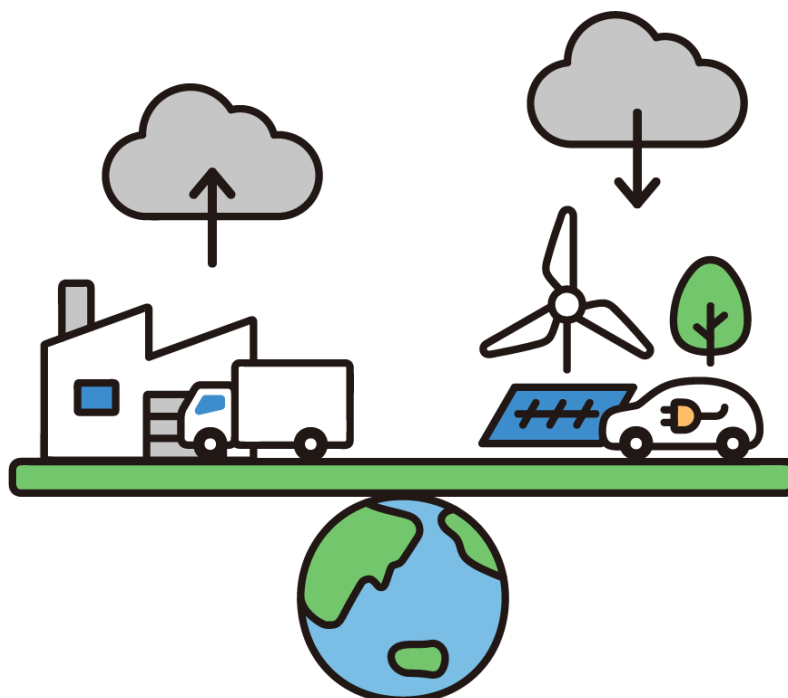


第5章 目標に向けた取組・行動

5-1 目的達成に向けた取組の基本方針

前計画では、温室効果ガス排出量について、令和7(2025)年度末において令和元(2019)年度比で5%削減することを目標としていましたが、令和6(2024)年度末時点では11.6%増となっています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、従来の取組に加えて、国の政府実行計画の考え方を取り入れるとともに、実質的なゼロカーボン達成に向けた検討や、市役所の全職員を対象とした日常におけるゼロカーボンの習慣化に取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。



5-2 政府実行計画の考え方に基づく取組

(1) 再生可能エネルギー設備の導入

政府実行計画において、2030年度までに設置可能な保有建築物の約50%以上に太陽光発電設備の設置を目指すとされており、公共施設の新設や大規模改修に際しては、国等の補助制度や支援策を活用しながら、災害時の活用等も含めて太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を推進します。また、小学校および中学校屋上を利用した太陽光発電の屋根貸し事業を継続して行います。



(2) 建築物の省エネルギー化

政府実行計画において、2030年度までに新築建築物の平均で「ZEB Ready (※)」相当となることを目指すとされており、今後建築が予定されている新複合施設や秋ヶ瀬スポーツセンターなど、公共施設の新設や既存建築物の改修に際しては、再生可能エネルギーの導入と併せて耐久性の高い省エネ素材や冷暖房効率の高い遮熱複層ガラス等を使用する、環境に優しい省エネ型の空調設備を設置する等、更なる省エネルギー化に努めます。

※ZEB Ready : Net Zero Energy Building Ready (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ) の略。ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化や高効率な省エネルギー設備を備えることで、建物の基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減を実現している建物のこと。

(3) 公用車における電動車等の導入拡大

政府実行計画において、2030年度までに代替不可能なものを除き、ストックで100%の電動車(※)導入を目指すとされており、志木市においても公用車の導入に際しては、可能なものから電動車等の導入を検討します。

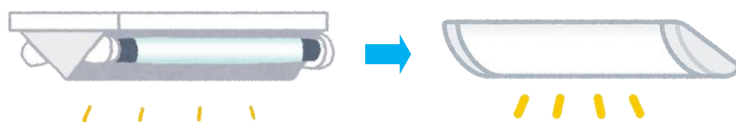
さらには、コンパクトな市域を活かし、公用車そのものの利用を減らし、環境負荷の少ない自転車等による移動を推奨するとともに、公用自転車の導入やシェアサイクルの公用利用を検討します。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



(4) 公共施設におけるLED照明設備の導入

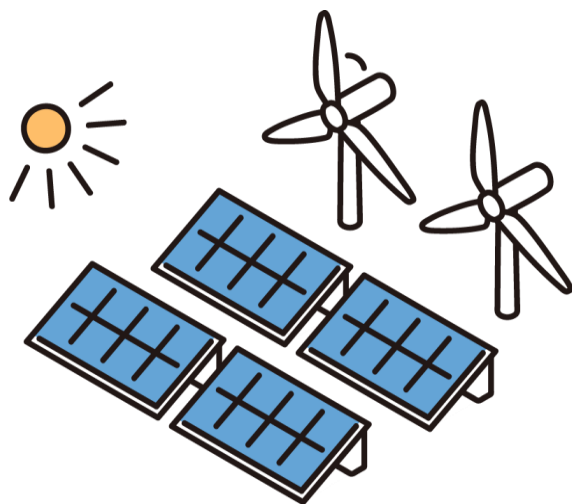
政府実行計画において、2030年度までに既存設備を含めて100%LED照明導入を目指すとされており、志木市においても公共施設におけるLED照明設備の導入率100%を目指します。



(5) 環境負荷の少ないエネルギー調達の検討

政府実行計画において、2030年度までに調達電力の60%以上を再エネ電力とするとされており、公共施設における電力調達において再エネ電力の調達について検討します。

また、電力に次いで温室効果ガスを排出している都市ガスやその他燃料についても、温室効果ガス排出量削減に向けた調達方法を検討します。



5-3 志木市の全職員が取り組む「ゼロカーボンの習慣化」の実践

市は、市民・事業者のゼロカーボンに資する取組・行動の促進を図る立場にあります。市職員自らが模範となり、率先してゼロカーボン行動を日常的に実践するため、市の全職員が「ゼロカーボンの習慣化」に取り組めます。

具体的に個人が取り組むことができるゼロカーボン行動を「絶対習慣10項目」として設定、その中から個別に選択して宣言・実施することで継続的なゼロカーボンを目指します。また、各所属に1名「ゼロカーボンリーダー」を任命し、「絶対習慣10項目」の実施状況の管理等を行います。

【絶対習慣10項目】

- ・対象は、会計年度任用職員も含む全職員とする。
- ・全職員が、年間15kg以上削減ができるよう、次の項目から選択し宣言します。
 - ※ 選択した項目は、遵守します。
 - ※ 選択しなかった項目も、努力目標として取り組みます。

① パソコンの節電【年間 2.7kg 相当】

- ・パソコンを長時間（90分以上）使用しない場合、電源を切ります。外出等で短時間（90分以下）使用しない場合、スリープモードを活用します。
- ・退庁時は、電源プラグを抜きます。（待機電力カット）
- ・ディスプレイの照度は、最適な明るさにします。



② 照明の節電【年間 5.3kg 相当】

- ・ノー残業デー（第1・3水曜日）および一斉消灯デー（毎週金曜日、18時30分消灯）を徹底します。
- ・残業時は、不要な照明を消灯します。
- ・各所属の最終退庁者が消灯を確認します。（人がいない所属は消灯）



③ ペーパーレスの推進【年間 2.7kg 相当】

- ・庁内会議や打合せでは、各自端末を持参し、原則資料を印刷しません。
 - ※印刷が必要な場合も最低限で。2 in 1や両面コピーを徹底します。
- ・電子決裁システム、ビジネスチャット、グループウェアのワークフロー機能を活用することで、印刷をせずに通知・閲覧・報告を行います。
- ・マルチプリントを活用し、印刷前にも再度確認し印刷ミスを削減します。
- ・ファイリングキャビネットや情報系の共有フォルダを最大限活用し、個人持ち資料削減を徹底します。

- ・チラシやパンフレットは効率的（部数の削減・統廃合）に作成します。
- ・外部の資料等もスキャナーを活用し、データ化して保存・共有します。



④ エアコンの適切な温度設定【年間 2.9kg 相当】

- ・人が常駐していない場所（会議室等）の運転時間を短縮します。
- ・設定温度を冷房はプラス1度、暖房はマイナス1度します。
- ・気温、室温にあわせたビジネスカジュアルを着用します。



⑤ 階段の積極的な利用【年間 2.7kg 相当】

- ・エレベーターを使用するのは控え、できる限り階段を使用します。
- ・2アップ3ダウン運動を推奨します。（昇り2階分、降り3階分までは、荷物等が無い限り、運動不足解消も兼ねて階段を使います。）



⑥ エコドライブの推進【年間 2.3kg 相当】

- ・自動車の運転をする際は、急発進、急加速、空ぶかしに注意します。
- ・駐停車時にはアイドリング・ストップを実施します。



⑦ 公共交通機関の利用【年間 2.3kg 相当】

- ・ 公用車での出張は従来の半分以下に控え、公共交通機関を利用します。
※複数人で相乗りするなど、効率が良い場合は公用車も利用します。
- ・ 近距離は、自転車や徒歩で移動します。



⑧ マイボトル・カップの持参【年間 3.3kg 相当】

- ・ ペットボトル等の使用を極力控え、マイボトル、カップを持参します。



⑨ マイ箸・マイカトラリー・マイバッグの利用【年間 0.4kg 相当】

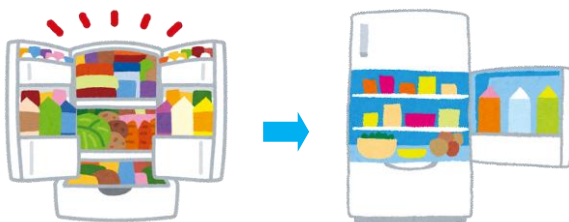
- ・ マイ箸やマイカトラリーを使用し、割り箸、プラスチック製スプーンやフォークの利用を控えます
- ・ マイバッグを使用し、レジ袋の利用を控えます



カパル (公財) 志木市文化スポーツ振興公社

⑩ 冷蔵庫の適正利用【年間 6.2kg 相当】

- ・ 職場の冷蔵庫の開閉は最低限にします
- ・ 冷蔵庫に入れる物は必要最小限とし、詰め込み過ぎないように注意します



市職員は、会計年度任用職員含めて 800 人程度です。CO₂排出量を 1 人 15kg 削減しても、市全体の削減量は 12t 程度であり、本計画で削減しなければならない量のほんの一部にすぎません。

しかしながら、職員 1 人 1 人がゼロカーボンに対する取組の意識を高めることで、各事務事業におけるゼロカーボンが推進され、さらに大きな削減につなげることができます。

5-4 その他の具体的な取組

絶対習慣 10 項目に掲げた取組のほか、日々の業務の中で、職員一人一人が環境に配慮した行動を実践し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

(1) グリーン購入等の推進

- ・グリーン購入における調達方針を定め、各所属で購入する物品等は、グリーン購入法適合製品を優先して購入します。また、調達方針にないものであっても、再生材使用やリサイクル可能な製品の購入を推進します。
- ・OA機器やその他電力を使用する機器を導入・更新する際は省電力機器（国際エネルギースターロゴ及び省エネ性能ラベル製品）を推奨します。

(2) ごみ分別の徹底及び排出量削減

①ごみ分別の徹底

- ・各所属で排出される紙類は、コピー済用紙、封筒、新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、カラー印刷物、その他雑紙に分別し、紙ひもで束ねるなど、再資源化を徹底します。
- ・ビン、カン、ペットボトルは、所定の場所に分別します。
- ・可燃ごみの減量・再資源化を図るため、資源プラスチックの分別を徹底します。
- ・イベントや事業の実施に当たっては、ごみの分別を徹底します。

②消耗品使用量の削減

- ・ファイルやクリップ等、繰り返し使用可能なものは再利用し、消耗品の購入量を極力抑制します。

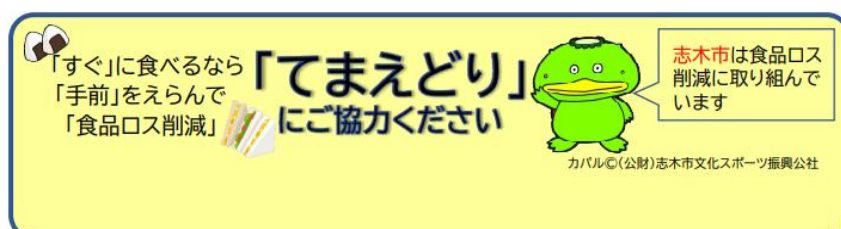
③仕出し弁当等の回収容器使用の徹底

- ・仕出し弁当等を注文する場合は、回収できる容器で注文します。

④ごみ排出量の削減

- ・食べられるのに捨てている「食品ロス」の削減に努めます。

- ・ 歓送迎会等飲食を伴う会合では、閉会前の一定時間を食品ロス削減のため「食べきりタイム」に設定、食べ残し・飲み残しの削減に努めます。
- ・ 食品を購入する際には、一般的に消費期限の短い商品が陳列される棚の手前側から購入する「てまえどり」を推奨、実行し「食品ロス」の削減に努めます。



本市では、ごみそのものを削減していくことが重要であると考え、国が推進する「3R（リユース・リデュース・リサイクル）」に、消費者自らがごみになるものを断る「リフューズ」を加えた『4R』を推進しています。

（3）水道使用量の削減（節水の励行）

- ・ 常に節水を心がけ、水の出し過ぎや蛇口の閉め忘れなどに注意します。
- ・ 弁当容器等は紙で拭き取ってから洗います。

（4）緑化推進

- ・ 学校、公共施設などの植栽を推進します。

（5）実質的なゼロカーボン達成に向けた検討

温室効果ガス排出量の直接的な削減に加え、実質的な削減に向けた幅広い手法について、継続的な検討を行います。

5-5 燃料消費量等の報告

温室効果ガスの排出量を確認するため、各所属において、毎月の燃料消費量等の数値を把握し、四半期ごとに温暖化対策推進事務局（環境推進課）へ報告します。

第6章 計画の推進

6-1 推進体制及び進行管理

各所属が着実に取組を進めるとともに、取組に向けた課題等の解決に向けた分材、新たな取組の検討など積極的に温室効果ガス削減のための取組を、実行していく必要があります。

このため、志木市地球温暖化対策実行計画推進会議により、本計画の全庁的な推進状況を点検し、必要な調整や計画の見直しを行います。

(推進体制)

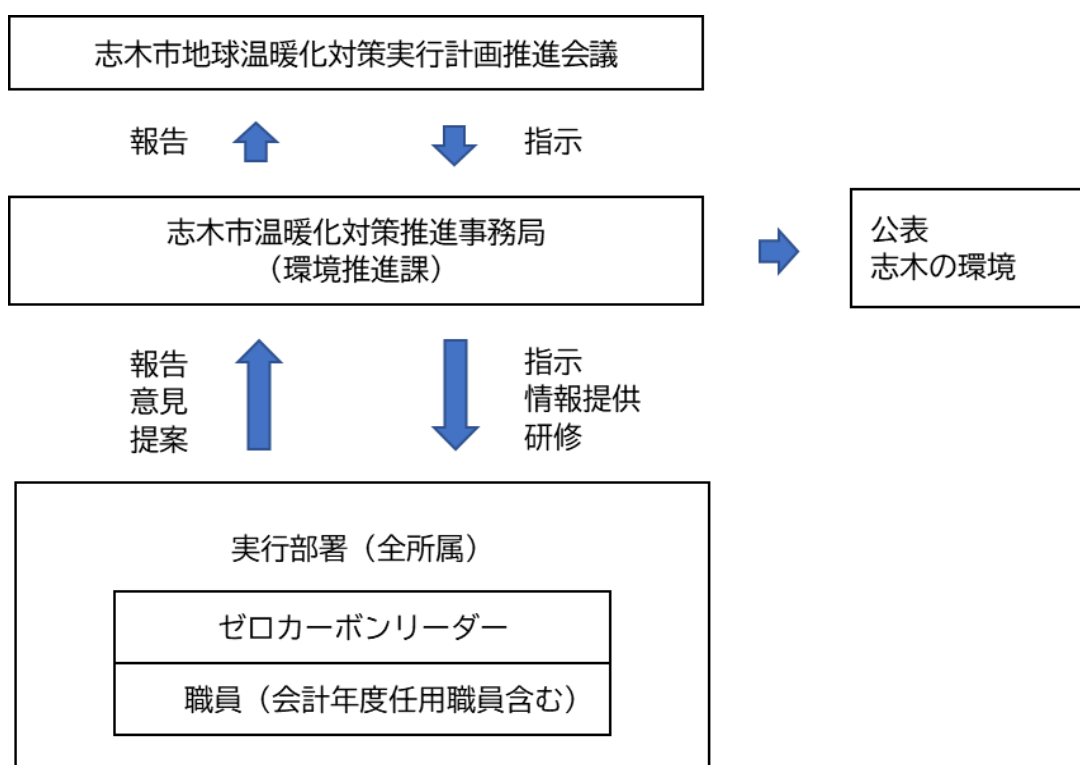


図5 推進体制及び進行管理

(1) 志木市地球温暖化対策実行計画推進会議の主な役割

志木市地球温暖化対策実行計画推進会議は、主管課長会議（志木市課長会議設置要綱（平成26(2014)年4月1日制定）第2条第1項に規定する主管課長会議をいう。）の構成員をもって組織し、委員長は市民生活部環境推進課長をもって充て、その主な所掌事務は次のとおりとします。

- ①志木市地球温暖化対策実行計画の策定及び見直しに関すること。
- ②志木市地球温暖化対策実行計画の進行管理に関すること。

(2) 温暖化対策推進事務局の主な役割

本計画を実施および推進するため、環境推進課に温暖化対策推進事務局を置き、温暖化対策推進に係る事務を行います。

(3) ゼロカーボンリーダーの主な役割

ゼロカーボンリーダーは、所属ごとに1名を置き、所属長が任命するものとし、その役割は次のとおりとします。

- ・絶対習慣10項目を課内に周知するとともに、年度当初に各自が宣言する取組項目の取りまとめを行い、温暖化対策推進事務局に報告します。
また、その実施状況について、所属長と共に定期的に確認し、年度末に各自の取組結果を取りまとめ、温暖化対策推進事務局に報告します。
- ・所属における「燃料消費量等報告」を整備し、温暖化対策推進事務局に報告するとともに、燃料消費量の増減理由を把握し、削減に取り組みます。
- ・温暖化対策推進事務局の指示事項等を周知、徹底します。
- ・所属内での本計画の推進及び積極的なグリーン購入を推進します。

6-2 計画の管理システム

志木市地球温暖化対策実行計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、効率的かつ継続的に推進します。

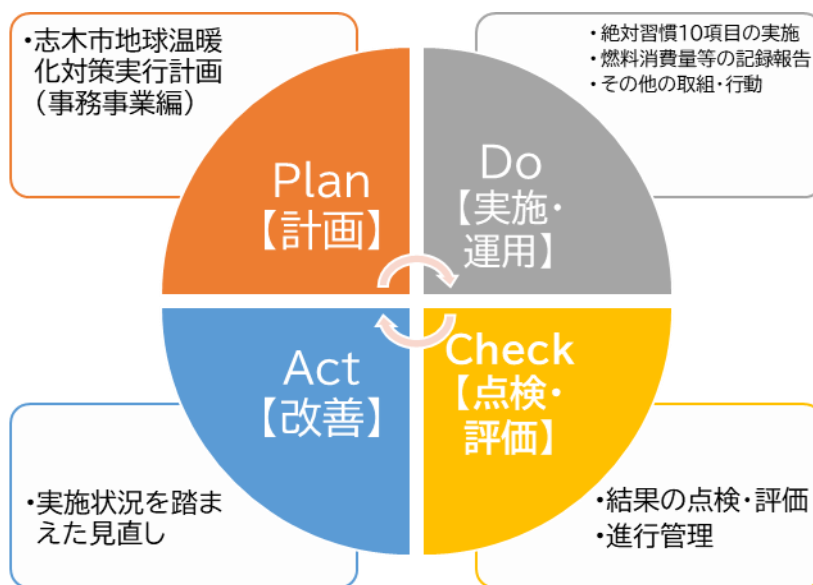


図6 PDCAサイクル

6-3 職員に対する研修等

本計画を全庁的に展開し、着実に推進していくためには、職員一人ひとりが温暖化の現状や実行計画の内容に関し、必要な情報や知識を共有することが不可欠であることから、各職員に対して温暖化に関する情報や取組項目の周知を図ります。

なお、志木市職員研修規程に基づく研修記録は、人事課が記録・管理します。

6-4 点検・評価

温暖化対策推進事務局は、毎年度、対象とした取組事項の実施状況や温室効果ガスの排出量を集計し、各部署に報告することにより、意識の高揚を図るとともに志木市地球温暖化対策実行計画推進会議に報告します。

6-5 公表

志木市地球温暖化対策実行計画の実施状況は、市のホームページ等により年1回公表します。

公表を通じて職員の自覚と責任感を促すとともに、実施結果の透明性を確保し、説明責任を明確にします。

6-6 改善に向けての見直し

志木市地球温暖化対策実行計画推進会議において、点検・評価結果を考慮のうえ、志木市地球温暖化対策実行計画の目標及び取組内容などを見直し、必要に応じて指示を行います。

資料

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

〔平成十年十月九日号外法律第百十七号〕

最終改正：令和六年六月一九日法律第五六号

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地球温暖化対策計画）

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項

四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標

五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

- 七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
- 八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
- 九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項
- 十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
 - 3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
 - 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
 - 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
 - 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
 - 6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。
 - 7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
 - 8 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
 - 9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策

- について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
- 10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
 - 11 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 13 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあっては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
 - 14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
 - 15 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
 - 16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
 - 17 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
 - 18 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

志木市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

令和2年5月22日決裁

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21第1項の規定に基づき、策定する志木市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の総合的な推進を図るため、志木市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実行計画の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 会議は、主管課長会議（志木市課長会議設置要綱（平成26年4月1日制定）第2条第1項に規定する主管課長会議を言う）の構成員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市民生活部環境推進課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(会議の記録等)

第6条 市民生活部環境推進課長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

- 2 市民生活部環境推進課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民生活部環境推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

平成30年1月1日制定
令和2年10月8日改正

志木市グリーン購入基本方針

グリーン購入は、環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入する行為を介して、環境に配慮した企業活動を支持、促進することであり、持続可能な社会システムの構築に確実につながる大きな潜在力をもつ取組です。

そのため、市内最大の事業者であり、消費者の志木市（以下「市」という。）は自らの事業活動や消費活動が環境に対して負荷を与えることを認識し、全庁を挙げて環境に配慮した製品を優先して購入することにより、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図らなければなりません。

そのため、市は志木市グリーン購入基本方針を定め実行します。

（目的）

1 この方針は、市がグリーン購入を総合的かつ計画的に推進するために、国等による環境物品の調達に関する法律（平成12年法律第100号）（以下「グリーン購入法」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めることにより、市の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

2 グリーン購入等の定義については、次のとおりとする。

（1）「グリーン購入」とは物品等を購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境にやさしい物品等を積極的に購入することをいう。

（2）「環境物品等」とは、グリーン購入法に規定する環境への負荷の少ない物品等をいう。

（3）「特定調達品目」とは、重点的に購入を推進すべき環境物品等をいう。

（環境物品等の選択）

3 物品及び役務の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するように努めることとする。

（環境物品等の調達）

4 この方針に基づき、グリーン購入を実施するため、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき購入する。具体的な物品情報は次に掲げる環境ラベルやカタログ等を参考にする。なお、「国の方針」に記載のない物品についても、必要に応じて環境への配慮の内容をグリーン購入の原則に沿って判断する。

環境ラベル	エコマーク、グリーンマーク、牛乳パック再利用マーク、国際エネルギースターロゴ、省エネラベリング制度 等
-------	---

カタログ等	グリーステーション、（（財）日本環境協会監修）、エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）、省エネ性能カタログ（経済産業省資源エネルギー庁）、低排出ガス認定自動車一覧（国土交通省）
-------	--

（適正量の購入）

5 環境物品等の購入にあたっては、その必要性を考えるとともに、適正量の購入に努めることとする。

施設別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂・%

施設名	令和元年度(旧基準年度)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		削減量	削減率
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比		
庁舎 ※1	326	8.4	212	5.1	398	8.7	428	9.7	384	8.9	△ 58	△ 17.8
公用車 ※2	49	1.3	39	0.9	39	0.8	41	0.9	33	0.8	16	32.7
市民サービスステーション (旧志木駅前出張所) ※3	3	0.1	—	—	2	0.0	18	0.4	20	0.5	11	35.5
ふれあいプラザ ※3	28	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	※3	合算比較
柳瀬川駅前出張所	5	0.1	5	0.1	5	0.1	3	0.1	3	0.1	2	40.0
健康増進センター	26	0.7	30	0.7	31	0.7	30	0.7	24	0.6	2	7.7
水道庁舎	11	0.3	12	0.3	11	0.2	11	0.2	10	0.2	1	9.1
浄水場(2カ所)	697	18.0	669	16.0	669	14.6	671	15.2	588	13.6	109	15.6
ポンプ場(2カ所)	195	5.0	179	4.3	166	3.6	173	3.9	180	4.2	15	7.7
保育園(3園)	117	3.0	120	2.9	119	2.6	111	2.5	101	2.3	16	13.7
学童保育クラブ(8所)	24	0.6	31	0.7	31	0.7	30	0.7	25	0.6	△ 1	△ 4.2
小学校(8校)	773	19.9	1,260	30.1	1,430	31.1	1,384	31.3	1,407	32.5	△ 634	△ 82.0
中学校(4校)	487	12.5	587	14.0	614	13.4	626	14.1	702	16.2	△ 215	△ 44.1
柳瀬川図書館	68	1.8	72	1.7	74	1.6	78	1.8	73	1.7	△ 5	△ 7.4
いろは遊学館	83	2.1	81	1.9	78	1.7	84	1.9	76	1.8	7	8.4
郷土資料館	4	0.1	4	0.1	4	0.1	5	0.1	4	0.1	0	0.0
埋蔵文化財保管センター	7	0.2	7	0.2	9	0.2	7	0.2	7	0.2	0	0.0
村山快哉堂 ※4	7	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いろは親水公園 ※4	—	—	—	—	9	0.2	14	0.3	13	0.3	—	—
総合福祉センター	170	4.4	174	4.2	171	3.7	171	3.9	154	3.6	16	9.4
第二福祉センター	90	2.3	86	2.1	91	2.0	82	1.9	78	1.8	12	13.3
市民会館 ※5	224	5.8	185	4.4	207	4.5	22	0.5	17	0.4	207	92.4
駐車場・駐輪場(2カ所)	152	3.9	145	3.5	150	3.3	154	3.5	145	3.3	7	4.6
市民体育館	173	4.5	181	4.3	187	4.1	162	3.7	140	3.2	33	19.1
八ヶ岳自然の家 ※6	80	2.1	45	1.1	41	0.9	57	1.3	88	2.0	△ 8	△ 10.0
秋ヶ瀬スポーツセンター	36	0.9	26	0.6	27	0.6	29	0.7	26	0.6	10	27.8
宗岡公民館	33	0.9	22	0.5	23	0.5	25	0.6	24	0.6	9	27.3
学校夜間照明	12	0.3	11	0.3	10	0.2	11	0.2	9	0.2	3	25.0
武道館	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	100.0
合計	3,881	100.0	4,184	100.0	4,597	100.0	4,428	100.0	4,331	100.0	△ 450	△ 11.6

※1 令和元年度は旧庁舎、その後、建て替えのため仮庁舎を使用し、令和4年7月17日以降は現在の新庁舎を使用している。

※2 公用車について、平成29年度以降は指定管理以外をすべて公用車として集計。

※3 ふれあいプラザは令和元年度で廃止。同場所に令和5年5月1日より市民サービスステーション(旧志木駅前出張所)開所。

※4 いろは親水公園は、令和4年8月から村山快哉堂を含み新設。

※5 志木市民会館は令和5年3月末に建て直しのため閉館。同年5月1日よりフォーシーズンズ志木7階にて仮設会議室を開所。

※6 八ヶ岳自然の家のみ、電気を中部電力より調達している。

活動別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂，%

燃料名		令和元年度(旧基準年度)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		削減量	削減率	
		排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比			
燃料の使用	ガソリン	50	1.3	43	1.0	41	0.9	42	0.9	36	0.8	14	28.0	
	灯油	29	0.7	32	0.8	31	0.7	25	0.6	37	0.9	△ 8	△ 27.6	
	軽油	2	0.1	1	0.0	2	0.0	3	0.1	1	0.0	1	50.0	
	A重油	66	1.7	55	1.3	33	0.7	36	0.8	35	0.8	31	47.0	
	液化石油ガス(LPG)	118	3.0	122	2.9	114	2.5	116	2.6	112	2.6	6	5.1	
	都市ガス	303	7.8	302	7.2	405	8.8	373	8.4	413	9.5	△ 110	△ 36.3	
電気使用量(一般電気事業者)		3,310	85.3	3,630	86.7	3,969	86.3	3,830	86.5	3,694	85.3	△ 384	△ 11.6	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0
		軽自動車	1	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0
	軽油	普通・小型乗用車	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
		カーエアコン使用時	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0
合計		3,881	100.0	4,186	100.0	4,597	100.0	4,428	100.0	4,331	100.0	△ 450	△ 11.6	

燃料使用量等

燃 料 名		令和元年度 (旧基準年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	削減量	削減率 (%)	
燃 料 の 使 用	ガソリン(L)	21,734	18,685	17,462	18,219	15,534	6,200	28.5	
	灯油(L)	11,572	12,690	12,515	10,005	14,875	△ 3,303	△ 28.5	
	軽油(L)	592	166	716	1,080	242	350	59.1	
	A重油(L)	24,245	20,293	12,012	13,180	12,998	11,247	46.4	
	液化石油ガス(LPG)(kg)	39,412	41,062	37,869	38,587	37,483	1,929	4.9	
	都市ガス(Nm ³)	135,783	135,658	180,449	166,909	173,589	△ 37,806	△ 27.8	
電気使用量(一般電気事業者)(kWh)		7,076,187	8,177,914	8,687,276	8,382,680	8,545,629	△ 1,469,442	△ 20.8	
自 動 車 の 走 行	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車(km)	49,186	30,724	37,240	54,141	32,121	17,065	34.7
		軽自動車(km)	71,133	53,712	53,179	59,580	66,854	4,279	6.0
		普通貨物車(km)	0	0	0	0	0	0	0
		小型貨物車(km)	16,303	8,376	9,842	11,536	6,673	9,630	59.1
		軽貨物車(km)	45,982	50,288	41,292	44,189	31,349	14,633	31.8
		特殊用途車(km)	4,030	4,489	4,226	3,952	2,669	1,361	33.8
	軽 油	普通・小型乗用車(km)	0	0	0	0	0	0	0
		普通貨物車(km)	0	0	0	0	0	0	0
		小型貨物車(km)	0	0	0	0	0	0	0
		特殊用途車(km)	1,494	677	1,361	4,086	1,156	338	22.6

※ 都市ガスの単位「Nm³(ノルマル・リューベ)」とは、標準状態である「0℃・1気圧」に換算した体積のこと。
 ※ 軽油・特殊用途車の走行距離について、令和5年度は令和6年1月の能登半島地震の震災復興支援に伴い一時的に増加した。

第7次志木市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年2月発行

発行 志木市 市民生活部 環境推進課
〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL (048) 473 - 1111 <代表>